

備陽史探訪の会

# 風雲の鷲尾山城と 木梨杉原氏盛衰の 跡を訪ねて

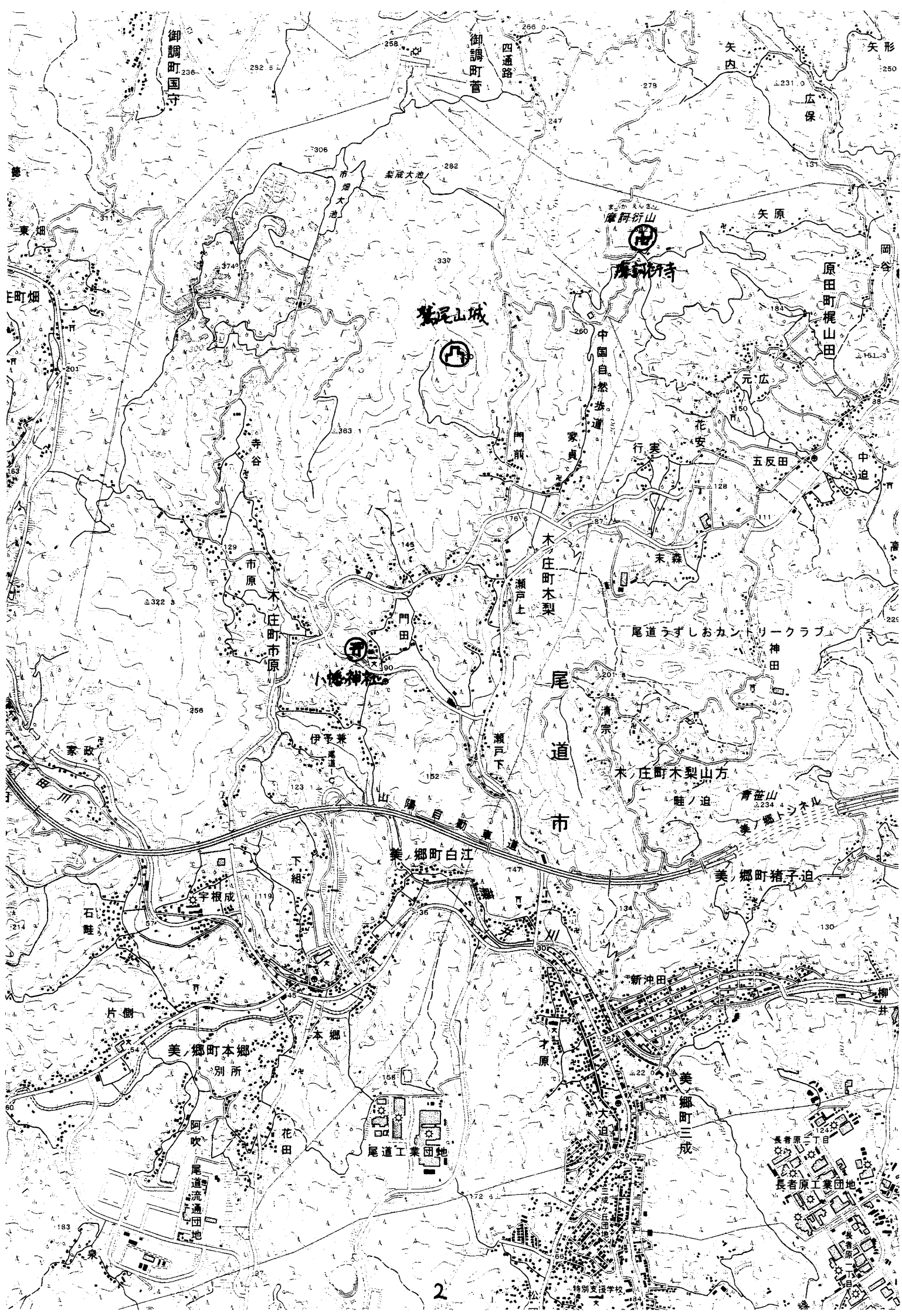
四月バス例会 中世を行く！！

平成25年 4月14日

担当 杉本 憲宏

# 平成25年4月 バス例会行程予定表

集合場所・時間	福山駅北口	8時30分	
出発時間		8時40分	
経路			
福山駅北口発		8時40分	
↓			
幣高八幡神社 着		9時30分	
発		10時00分	
↓			
鷲尾山城麓 城照庵 着		10時10分	トイレ有
↓			
鷲尾山城麓 本丸 着		11時30分	
↓			
鷲尾山城 本丸 昼食		12時45分	
発			
↓			
鷲尾山城麓 城照庵 着		13時45分	トイレ有
↓			
摩可衍寺下 処分場 着		14時00分	
↓			
摩可衍寺 着		14時30分	トイレ有
発		15時15分	
↓			
摩可衍寺下 処分場 着		15時45分	
↓			
福山駅北口 着		16時45分	



## 木梨八幡神社

御調郡誌に八幡神社(木庄村木梨)文明の頃、杉原家創建、弘治元年杉原元経再建、社領を附す。文禄四年広盛周防へ国替えの後毛利の家臣田中佐渡守五百石を領しこの地を治め本社を尊びしが福島時代となり衰頽を極めしも漸くにして重修せしに慶安二年十一月十七日焼失、寛文十一年に至り新築せり。とある。

根本に鎮座し祭神は品陀和氣尊・大雀尊・息長帯日売尊 相殿に七神を祀る。

旧村社。境内社に杉原民部太夫の霊を祀る小祠がある。栗原村烏須井八幡の分霊を室町時代に勧請したといひ幣高八幡とも称する。「芸備通志」によると鷲尾山城主杉原信平が勧請し弘治元年(一五五五)杉原民部大輔元経が再造したといひ昔は神田七反三畝があったという。毛利氏八箇国御配置絵図(山口県文書館蔵)の文禄検地による記入分に神領八石とある。

\*杉原家先祖を祀った小祠を通称若宮さんという。

## 常照庵

毛利氏八箇国御配置絵図(山口県文書館蔵)文禄検地による書き入れには、常照庵とあり寺領十石が与えられていた。寺地の前に惣門の地名が残る。

「わが故郷鷲尾山城跡」佐藤義人著から

鷲尾山城城主の菩提寺と伝えられる明生山城照庵と扁額がかかった寺院風の建物。間口五間奥行三間の建物で一部台所流し、西側に別棟で便所がある。

礎石に往時の寺院を偲ばせる見事な切石が使われている。西隣にあったそうだが明治のころ焼失し現在地に移転改築されたのだそうである。

内部に一段高く須弥壇が設けられ等身大の阿弥陀如来三尊が鎮座している。また、向かって右側に祖師様の座像がある。共にいつ頃誰の作か不明である。

尚、須弥壇内左右両隅に木造の仏様が大小合わせて二十体程ある。「休み堂」にあった仏様を収めたものようである。



### 宝篋印塔

鷲尾山城に南側から歩いて登る入口に入ると左側に十基ほどの五輪塔、宝篋印塔がある。完全な物はないが、宝篋印塔は大きく立派な物で領主クラスの供養塔ではないかと考えられ、地元の方の話では

側の畑から出てきたものだろうだ。

鷲尾山城城主の杉原氏のものかもしれない。



### 五輪塔群

鷲尾山城麓の西の谷に五輪塔が二十基ほどある。第二次大戦中にこの地を開墾した際、土中から出てきたものでありこの地にまとめられたらしい。完全なものは少ない。



## 鷲尾山城

別名、釈迦ヶ峰山城という。尾道市街から北へ国道一八四号行くと木梨口という信号がある。右に入り谷間を進むと鷲尾山城のある木梨に着く。竜王山から東へ半島状に延びた山が鷲尾山城跡である。

建武三年（一一三六）杉原保を本拠とした杉原氏の庶家杉原信平・為平の兄弟が足利尊氏より九州での戦いで戦功があり木梨庄地頭職を与えられここに居城を構えたという。弟の為平は麓に家の城を構えた。

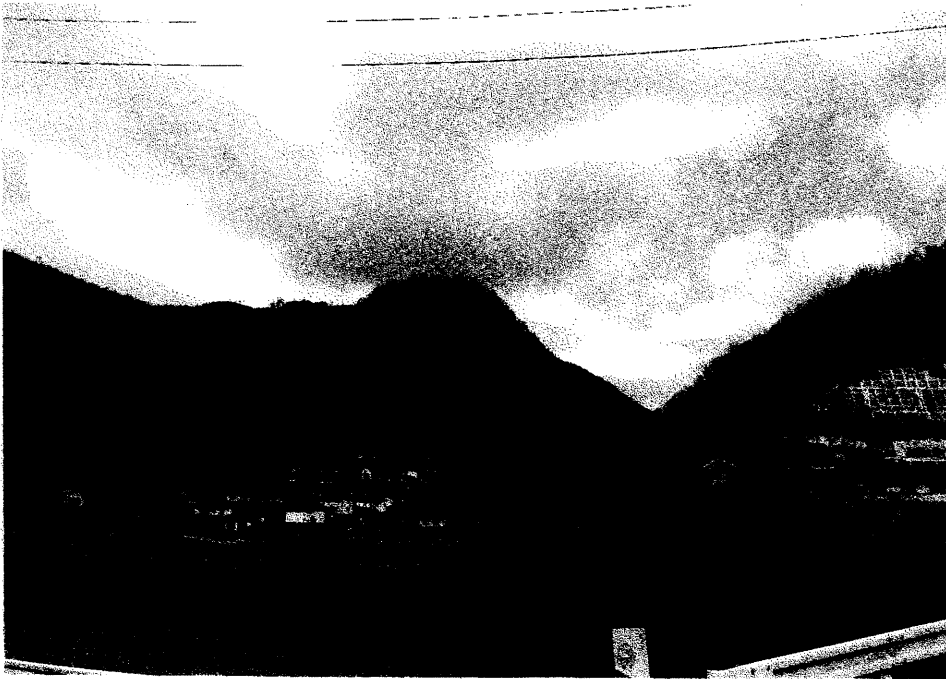
天文十二年（一五四三）光恒の時、出雲の尼子晴久に攻められ落城し自害した。その子隆盛は大内義隆の援助により城主に復帰したが、三原市深町の医王山城主石原氏に攻められ戦死、その子元恒は松永の本郷大場山城主古志氏を頼った。後に小早川隆景の援軍を得て石原氏に逆襲し城を奪回した。

城跡は竜王山から東南に延びた標高三三〇mの半島状の丘陵頂部を利用して築かれている。主郭の北尾根の鞍部を幅八mの空堀で断ち切り南北に延びた主尾根と東西に張り出した支尾根の全てに郭を配置した山城である。

主郭は長さ三五m×幅二五mで直径〇、四m程の礎石が東西二二m、南北一五mにわたって配列され大きな建造物があったようである。その北には自然石を利用した築山の跡があり主郭の西南端には左右に岩を配した虎口が構築されている。

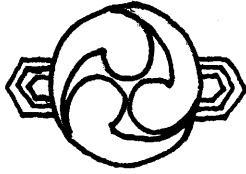
虎口から降りた郭は幅四〜八m長さ五〇mの帯郭となり主郭の南

と西側を取り巻いており東よりの半月状の広場には礎石が点在している。この下に五段の郭が階段状に築かれている。西南に延びた尾根にも四段の郭が続いている。主郭の東下にも三段の郭があるがここは立ち入りが困難である。北に穏やかに下る尾根にも十段程の郭があり東側に杉原氏独特の築城法といわれる削り残しがある。その先は前記の空堀である。



## 木梨杉原氏

杉原氏は伊勢平氏貞衡流で、鎌倉時代には杉原保を名字の地として備後南部に勢力をもった一族で、木梨杉原氏はその庶流の一つです。木梨氏の祖、信平は弟為平と足利尊氏に従い木梨庄の地頭職を得る。一説に木梨庄は、木梨・市原・小原・梶山田・三成・白江・猪子迫・木原・吉和・久山田・栗原・尾道・後地の地域が庄域であるといわれる。さらに隣接する木頃庄も得ていたようで、室町中期には杉原惣領家を凌ぎ一族中随一の勢力を誇り（康正二年造内裏段銭并国役引付）では杉原一族中木梨氏が一番多い額である。室町後期になると八幡の小童山城の城主渋川氏に属したが、尼子氏や大内氏にあいついで攻められ当主の討ち死になどで居城を何度か失うがその度に奪回する。天文末年小早川隆景と義兄弟の契約を結びその傘下となる。天正十九年毛利輝元の命により周防国瓜止庄へ移封された。



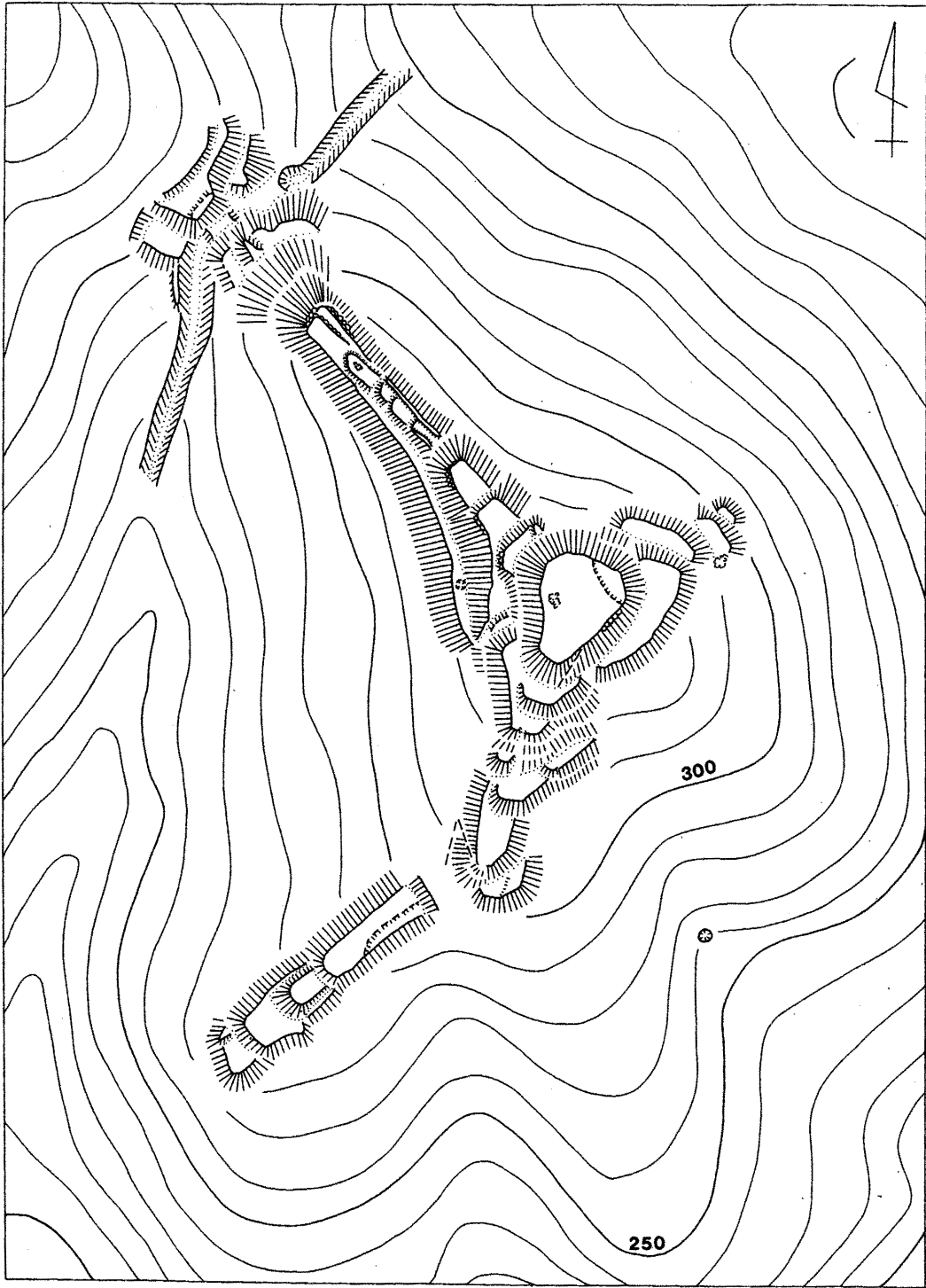
## 摩可衍寺

尾道市原田町梶山田の摩可衍寺山にある山岳寺院で、杉原氏の祈願所。鷲尾山城の副城であったともいわれる。

曹洞宗大鵬山摩可衍寺と云う。

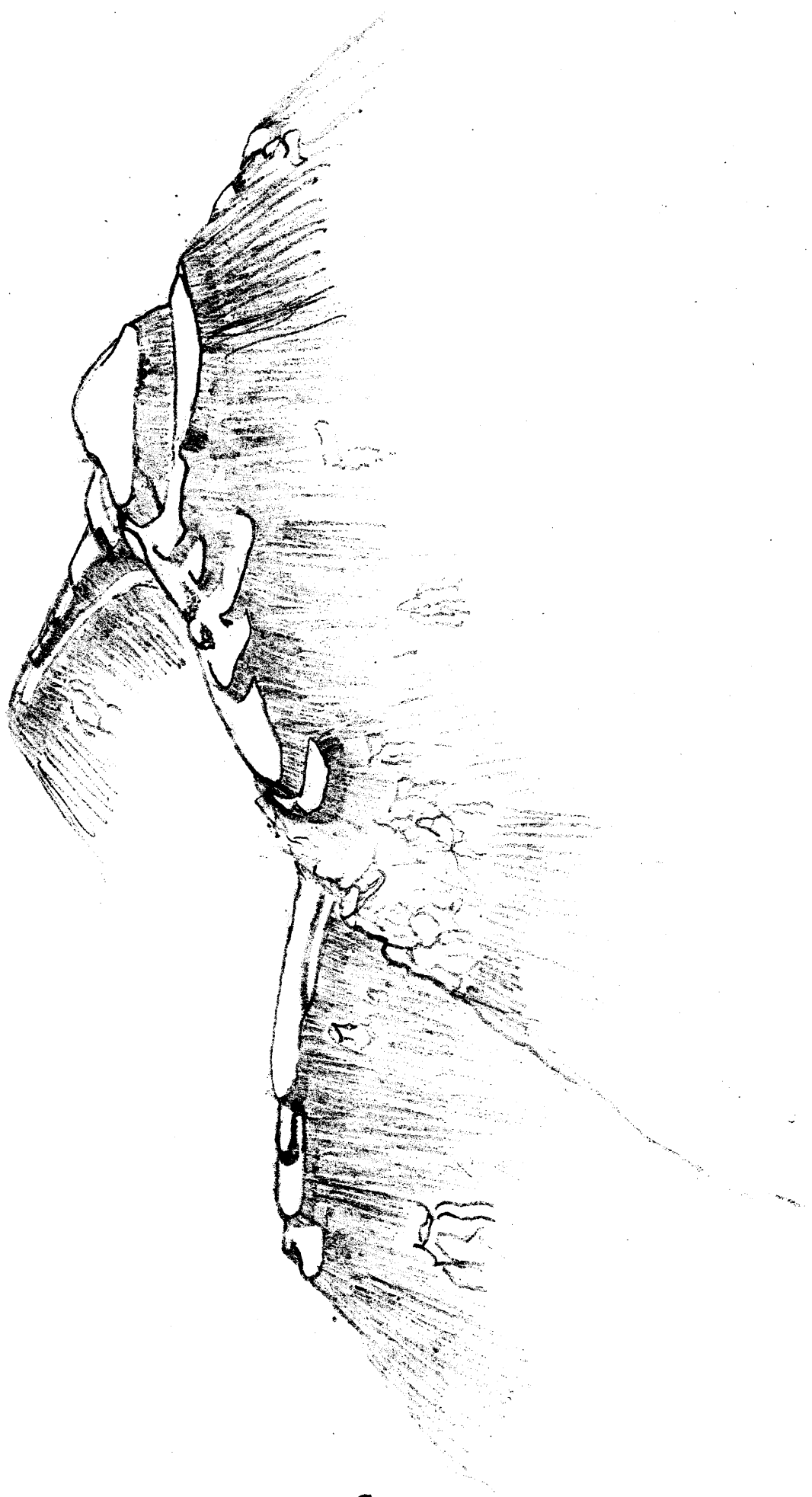
天平十八年（七四六）行基により法相宗の寺として開基したという。その後真言宗寺院となり、天正八年鷲尾山城城主杉原元盛が山林十八町を寄付し三九ヶ村の祈願所として再興した。

杉原氏の移封で衰えたが、万治元年（一六五八）頃、福山山手の三宝寺の通天梵達和尚が再興、曹洞宗に改めた。仁王門があり石段を登って行くと正面に本堂があり秘仏十一面観音立像が祀られている。平安時代後期の一木造りで国の重要文化財。側の木造千手観音立像は重要美術品に指定されている。



鷲尾山城跡略測図 (S=1:2,000)





○足利尊氏袖判下文写（「相原文書」所収）

尊氏判

下 相原又次郎為平

可令早領知備後国木梨庄地頭職之事、  
右人為勳功賞、所宛行也、者守先例可被沙汰之状如件、  
建武三年三月四日

【誦下し】

下す 相原又次郎為平

早く領知せしむ可し備後国木梨庄地頭職の事、  
右の人勳功賞として、宛行所也、ていれば先例を守り沙汰致すべく  
の状件の如し、

○足利尊氏御感御教書（「福山志料所収文書」）

今度九州発向の節、抽軍忠分取之条、誠神妙也、仍右状如件、

（足利尊氏）ノ

建武三年四月六日

（信平）

杉原彦太郎殿

【誦下し】

今度九州発向の節、軍忠分取を抽ずるの条、誠に神妙也、仍右の状  
件の如し、

○足利尊氏袖判下文（「相原文書」所収）

尊氏ノ

（花押）

下 杉原彦太郎信平

可令早領知備後国本郷庄木梨庄地頭職事、  
右以人、為勳功之賞所宛行也、任先例可沙汰之状如件、

【誦下し】

下す 杉原彦太郎信平

早く領知せしむ可し備後国本郷庄木梨庄地頭職の事、  
右の人を以って、勳功賞として宛行所也、先例に任せて沙汰致すべ  
くの状件の如し、

○足利尊氏御教書写

備後国木無庄地頭職事、任 御下文、可致沙汰付相原又次郎為平之状、  
依仰執達如件、

建武三年十二月廿四日

朝山二郎左衛門殿

（高師直）  
武蔵守

【誦下し】

備後国木無庄地頭職事、御下文に任せて、相原又次郎為平に沙汰付け  
致すべくの状、仰せに依って執達件の如し、

○杉原信平禁制（「浄土寺文書」所収）

禁制

尾道浄土寺々邊殺生禁断事、

右自往古於寺邊固所致禁制也、然近年寄絆於世上動乱、違背之輩出来  
云々、太不可然、向後堅所可令制心也、致不法之族者、可處重科之状  
如件、

延文三年三月廿日

左衛門尉信平

（花押）

【誦下し】

禁制

尾道浄土寺々邊殺生禁断事、

右往古より寺邊於いて固く禁制致す所也、然し近年世上動乱に絆を寄  
せ、違背の輩出で来り云々、もとより然るべからず、向後堅く制心令

しむべき也、不法致すの族とていれば、重科に處すべくの状件の如し、

○ 足利義持御判御教書 (『広島県史 2 中世』所収)

(足利義持)

(花押)

備後国木梨庄地頭職半分、伊多岐社地頭職半分、杉原保内知行分残郷地頭職半分、并福田浜田事、当知行の旨に任せ、杉原文太郎光貞同一族等領掌相違あるべからざるの状件の如し、

応永三十三年十二月廿三日

○ 「康正二年造内裏段錢并国役引付」 (『群書類従』所収)

(抜粹)

十二貫三百七拾五文 杉原彦四郎殿 備後国木梨庄段錢

○ 足利義材御判御教書写 (『小早川家文書』所収)

元来写也

御判 「義材」

備中國々衙 広橋家本役有之 田村越後入道跡・倉光次郎跡・越前国志都部郷長井太郎知行・備中国浅口 細川民部少輔知行・石見国吉賀上下領付野上下・備後国木梨庄相原下総守同名修理亮知行 并相原三郎左衛門尉跡等事、云馳参正覚寺陣、云越中国供奉、忠節之条、為勲巧之賞、所宛行也、早吉見右馬頭義隆領掌不可有相違之状如件、

明応四年七月廿八日

【読下し】

備中國々衙 広橋家本役之有り、田村越後入道跡・倉光次郎跡・越前国志都部郷長井太郎知行・備中国浅口 細川民部少輔知行・石見国吉賀上下領付野上下・備後国木梨庄相原下総守同名修理亮知行 并相原三郎左衛門尉跡等事、正覚寺陣に馳参ると云い、越中国に供奉と云い、忠節の条、勲巧の賞として、宛行う所也、早く見右馬頭義隆領掌相違あるべからざるの状件の如し、

○ (細川カ) 九郎書状写 (『小早川家文書』所収)

備後国木梨庄杉原下総守知行分三原之事、為請本領、可有御知行候、對吉見右馬頭御判写進之候、然者、正税頼之事、執沙汰肝要候、萬一於無沙汰者、可改易候也、恐々謹言、

(年欠) 十一月一日

小早川小法師殿

九郎

【読下し】

備後国木梨庄杉原下総守知行分三原の事、請本領として、御知行有るべく候、吉見右馬頭に対する御判の写を進め候、然らば、正税頼の事、執り沙汰肝要に候、万一無沙汰に於いては、改易すべく候、恐々謹言、

○ 木梨陸恒・高恒連署書状 (『萩藩閥閥録遺漏』高須直衛)

今度對此方無御別心御入魂事候間、尾道三原之内御望以在所申合候事、

一 式貫文 辰房屋職

一 式貫文 道散屋職

(中略)、

以上引合参屋敷分進之候、

但、此内於出入有蒙仰又可申入候、是ハ御方此方無御等閑智音可申問之儀候、尚々委細田 與可被申候、恐々謹言、

大永六丙戌

霜月朔日

陸恒 書判

高恒 書判

高須中務大夫殿

【読下し】

今度此方に対して御別心無く御入魂事に候間、尾道三原の内御望みの在所を以て申合せ候事、

一 式貫文 辰房屋職

一 式貫文 道散屋職

(中略)、

以上引合いの参屋敷分を進め候、

但し、此内出入り有るに於いて仰せを蒙り又申入べく候、是は御方此方御等閑無く智音申聞べく之儀に候、尚々委細は田 與に申されるべく候、恐々謹言、

○木梨陸恒書状〔萩藩閥録遺漏〕高須直衛  
上紙二有之

木梨

高須中務大夫

陸恒

杉原本郷方之事、子細候て我等申付候へ共、御めいわく承候間進之候、可有御知行候、旨之儀ハ以面申承候間不能子細候、恐々謹言、

三月十九日

陸恒 書判

高須中務大夫殿

【読下し】

杉原本郷方の事、子細候て我等に申付候へ共、御めいわく承り候間、之を進め候、御知行あるべく候、旨の儀は面以て申し承り候間、子細能ず候、恐々謹言、

○毛利興元書状〔毛利家文書〕所収

山内殿御和与之事申入候之由、木梨方同前可被仰合之由、示預候之条、其子細豊通江申達、御参会相調候、專一候、仍木梨方於聊爾者、豊通為御一味、木梨方之儀可有御退治之由、蒙仰候、尤以肝心候、若豊通御聊爾候者、御方拙者可申合候、御方至御聊爾者、豊通我々可為一具候、如此申談候筋目偽候者、梵天帝釈天四大天王、殊者八幡大菩薩、嚴島大明神御罰可罷蒙者也、仍会盟之条如件、

永正六年十月十八日

興元 (花押)

(小早川興平)

小法師丸殿

【読下し】

山内殿御和与の事申入れ候の由、木梨方同前に仰合れるべく之由、示し預り候の条、其子細を豊通へ申し達し、御参会を相調え候、專一に

候、仍つて木梨方聊爾於いては、豊通へ御一味と為し、木梨方の儀御退治あるべく之由、仰を蒙り候、尤も以つて肝心に候、若し豊通御聊爾候わば、御方拙者申し合せるべく候、御方御聊爾至りては、豊通我々一具為すべく候、この如く申し談じ候筋目偽り候わば、梵天帝釈天四大天王、殊者八幡大菩薩、嚴島大明神御罰罷り蒙るべき者也、仍つて会盟の条件の如し、

○宮実信書状〔萩藩閥録遺漏〕高須直衛

就御進退之儀、從木梨方被申候、得其心候、殊連々御入魂之事候間、神村之内徳永之儀申合度候へ共、彼在所子細候間、木庄西かた進之置候、可有御知行候、自然彼給人共別儀候ハ、徳永之事渡可申候、然ハ木庄西かた之事返可給候、彌御馳走可為祝着候、恐々謹言、

八月廿九日

実信 判

(元盛)

高須右馬助殿

【読下し】

御進退の儀について、木梨方より申され候、其心得候、ことさらに連々御入魂の事候間、神村の内徳永の儀申し合せ度く候へ共、彼在所は子細候間、木庄西かた之を進置候、御知行有るべく候、自然彼給人共に別儀候わば、徳永の事渡し申べく候、然らば木庄西かたの事返し給うべく候、いよいよ御馳走祝着と為すべく候、恐々謹言、

○山名祐豊書状〔萩藩閥録〕高須惣左衛門

就今度尼子多賀山表乱入、馳走之由候、尤以粉骨候、仍木梨父子成敗之儀、任光明院殿下知之旨、村上治部大夫相談、入魂忠節神妙候、委細渡邊伊賀守可申候、恐々謹言

七月六日

祐豊 判

杉原刑部大夫殿

【読下し】

今度尼子の多賀山表乱入について、馳走の由候、尤も以て粉骨に候、

仍つて木梨父子成敗の儀、光明院（山名誠豊）殿下知之旨に任せて、村上治部大夫相談、入魂忠節神妙に候、委細渡邊伊賀守申すべく候、恐々謹言

為悦喜候、恐々謹言、

十一月廿三日

渡邊越後守殿

浄栄判

○ 渋川義陸書状 『萩藩閥閥録』渡辺源四郎

先日ハ於其方面談本望候、仍木来表要害普請之儀大略調候難然木梨細々相動候、此方無人候間、彼城為番衆与早々一勢合力之儀元就に申候、各馳走可為喜悅候、憑入候、委細治部少輔可申候、恐々謹言、

九月廿日

渡邊越後守殿

義陸判

【読下し】

先日は其方於いて面談本望に候、仍つて木来表要害普請の儀大略調候、然れども木梨細々相動き候、此方人無く候間、彼城の番衆として早々に一勢合力の儀元就に申し候、各馳走喜悅となすべく候、憑入り候、委細治部少輔申すべく候、恐々謹言、

十二月六日

高須与十郎殿

義陸判

○ 浄栄書状 『萩藩閥閥録』渡辺源四郎

依無指儀久不申候、何事候哉、於已前鷲尾長々辛勞共于今申出候、元就にも以状申候、心得可被申候、又雖輕微候、折節見候みかん目籠老ツ遣候、恐々謹言、

十月九日

渡邊越後守殿

浄栄判

【読下し】

指儀無しに依りて久しく申さず候、何事候か、已前鷲尾長に於いて長々辛勞共、今まで申し出ず候、元就にも状以て申し候、心得申さるべく候、又輕微候と雖も、折節見候みかん目籠老ツ遣し候、恐々謹言、

○ 浄栄書状 『萩藩閥閥録』渡辺源四郎

今度鷲尾長々逗留、誠辛勞之至候、彼山之趣委細存知事候間不及申候、常長在城之儀、今分にて更難届候哉、於時宜ハ具元就に可被申分事可

【読下し】

今度鷲尾長々逗留、誠辛勞の至に候、彼山之趣委細存知事候間申すに及ばず候、常長在城の儀、今分にて更に届けがたく候哉、時宜に於いては具に元就に申分けらるべき事悦喜となすべく候、恐々謹言、

○ 渋川義陸書状 『萩藩閥閥録』高須惣左衛門

先日其表に木梨相動候間、為後卷毛利・小早川申談、日限定候之處、則敵退散之条先延引候、然処陸恒一味中、于今尾道仁逗留候由其間候、珍時宣共候哉、懇被申越候ハ可為祝着候、委細猶使者可申候、恐々謹言、

【読下し】

先日其表に木梨相い動き候間、後卷として毛利・小早川に申し談じ、日を限り定候の処、則敵退散の条先延引候、然処陸恒一味中、今まで尾道に逗留候由其間候、珍しき時宣共候哉、懇に申越され候わば祝着となすべく候、委細猶使者申すべく候、恐々謹言、

○ 大内義隆判物 『萩藩譜録』木梨平左衛門恒通

知行所之事所承之状如件

天文十三年八月十三日

太宰大貳判

(隆盛)

杉原藏人大夫殿

○ 毛利元就自筆書状 『毛利家文書』所収

又平賀、木梨者、如申候、隆景同前に、ハヤ三山にあるへく候間、彼表へかるく御使者一人可被遣候、いかにも足ハヤの衆ならてハに

て候、

一 神辺外郡衆へハ、一人可被遣候、是ハちと物をも申分、け二  
敷候たる衆ニてあり度候、神辺外郡衆馳走候者、一方勢敷  
ニてあるへく候、よく馳走候て、早々明日被仰遣候ハてハ  
にて候、此御使肝心候、勢敷たるへく候、

隆元

元就

○ 毛利元就書状写 (『長府桂家文書』所収)

就今度木梨弥八郎誅伐之儀、垣田内蔵丞無比類相働、彼者即時申付候、  
誠祝着之至候、剩被疵候、無心元候、彼者毎度粉骨之段神妙候、此等  
之趣能々可申渡候、猶此者可申候、謹言、

永禄八

十一月十九日

佐々部若狭殿

元就 御判

【読下し】

今度木梨弥八郎誅伐の儀について、垣田内蔵丞比類無く相働き、彼  
者即時申し付け候、誠に祝着の至に候、剩さえ疵こうむられ候、心  
元無く候、彼者毎度粉骨の段神妙に候、此等の趣能々申し渡される  
べく候、猶此者申べく候、謹言、

○ 毛利元就・同輝元連署宛行状 (『萩藩閥閥録』木梨右衛門八)

約束之地事蒙仰候、然間於宇賀庄之内百貫之地可進之置候、御知行肝  
要候、恐々謹言、

永禄十

二月十八日

隆盛 御陣所

輝元 御判  
元就 御判

進置くべく候、御知行肝要に候、恐々謹言、

○ 口羽通良書状 (『萩藩閥閥録』木梨右衛門八)

一 筆申入候、明日御帰陳、以參御暇迄申度候へ共、彼是不得悴隙、致  
無沙汰候、必御在所に可申入候、仍御兼約之御所帯之事、最前之儀を  
存候間此間中申聞候、宇賀庄之内二而百貫足被進候、於旨儀者從隆景  
被仰候、最前首尾候条、可得御意之由被申候間、夜中候へ共企使者候、  
恐々謹言、

二月十八日

通良 判

隆盛 参 人々御中

刑部大夫

通良

【読下し】

一 筆申し入れ候、明日御帰陳、参り以て御暇迄申し度候へ共、彼是  
悴隙を得ず、無沙汰致し候、必ず御在所に申し入れるべく候、仍つて  
御兼約の御所帯の事、最前の儀を存じ候間此間中申し聞き候、宇賀庄  
(能儀郡)の内二而百貫足進られ候、旨儀於いては隆景より仰せられ  
候、最前首尾候条、御意得るべく之由申され候間、夜中候へ共使者を  
企て候、恐々謹言、

○ 小早川隆景契状 (『萩藩閥閥録』木梨右衛門八)

為御兄弟、別而申談本望候、然上者於向後大小事不可有疎意候、若此  
旨偽者、  
日本国中大小神祇、殊當州巖嶋両大明神可罷蒙御爵者也、仍契約状如  
件、

六月廿八日

隆景 御判

(隆盛)

杉原越前守殿

○ 毛利元就他十七名契約状案 (『毛利家文書』)

申合條々事

一 軍勢狼藉之儀、雖堅加制止、更無停止之條、於向後、此申合衆中家

【読下し】

人等、少茂於有狼藉者、則可討果事、

一向後陣拂仕間敷候、於背此旨輩者、是又右同前可討果事、

一 依在所、狼藉可有不甘儀候、其儀者以衆儀可免事、

八幡大菩薩、殿嶋大明神可有御照覽候、此旨不可有相違候、仍誓文如件、

弘治三年十二月二日

(中略)、

杉原越前守

隆盛

(後略)

【誦下し】

申合せの條々事、

一 軍勢狼藉の儀、堅く制止を加えりと雖も、更に停止無くの條、向後に於いて、此申し合せの衆中家人等、少も有狼藉於いては、則く討果すべき事、

一向後陣拂い仕り間敷しく候、此旨に背く輩に於いては、是又右同前討果すべき事、

一 在所により、狼藉苦からざる儀有るべく候、其儀は衆儀を以て免ずべき事、

八幡大菩薩、殿嶋大明神可有御照覽候、此旨に相違あるべからず候、仍誓文の如し、

○ 毛利輝元書状 『萩藩閥閥録』桂五郎左衛門)

去十九日の注進状具二令披見候、

一 黒瀬之儀落去不及是非候、併内々弱々敷趣之由候之條不及申候、道後に追々令注進之由肝要候、平賀・木梨方之儀差渡候、其外南方以下為檢使明後日廿八日渡海候、道後に之為使兒 三右・井 又右進置之候、其表加勢之儀追々無緩候条可得其心候、其方事長々辛勞之上、此節別而心遣候段令察候、涯分不可有緩候、迎各差渡候間不能詳候、謹言

(天正十二年) 十月廿六日

輝元 御判

(広信)

桂兵

【誦下し】

去十九日の注進状具に披見せしめ候、

一 黒瀬(伊予)の儀落去是非に及ばず候、併せて内々弱々敷しく趣の由候の条申に及ばず候、道後(河野通直)に追々注進せしめるの由肝要に候、平賀(元相)・木梨(元恒)方の儀差し渡し候、其外南方以下檢使として明後日廿八日に渡海候、道後に之使となし兒 三右(元良)・井 又右(春忠)之を進置候、其表加勢の儀追々緩無く候条其心を得るべく候、其方事長々辛勞の上、此節別して心遣い候段察しせしめ候、涯分緩みあるべからず候、迎も各差し渡し候間詳しく能わず候、謹言、

○ 毛利氏奉行人連署打渡状 『萩藩閥閥録』平佐権右衛門)

打渡之事

一 貳百石

備後府中

木梨領之内

以上

天正十九年十二月十七日

治部大輔

(穂田) 元清 判

(中略)

安国寺

恵瓊 判

平佐伊豆守殿

(就之)

【浄土寺鐘關係】

○ 児玉就忠・乃美宗勝連署書状 『浄土寺文書』

尾道浄土寺鐘被鑄之由、尤珍重候、於様躰者如前々可被仰付事可然候、為御分別候、恐々謹言、

十二月廿五日

宗勝 (花押)

就忠 (花押)

木梨殿 進覽之候

【読下し】

尾道浄土寺鐘鑄されるの由、尤も珍重に候、様躰に於いては前々の如く仰せ付けられるべき事然るべく候、御分別為し候、恐々謹言、

○小早川隆景書状（『浄土寺文書』）

当寺鐘之儀、於廿日市雖被鑄立候、宇津度大工依申分于今不被取上之由候、就夫安国寺差出候、有御相談、可然之様御調專一候、自然元恒・元将雖有存分、善事興隆之儀候之条、可令異見候、万々任西堂演説候、恐々敬白、

十二月十七日

浄土寺侍者論師

隆景（花押）

【読下し】

当寺鐘の儀、廿日市に於いて鑄立され候と雖も、宇津度大工の申分により今まで取り上げられずの由候、夫について安国寺差し出候、御相談有りて、然るべくの様御調專一候、自然（木梨）元恒・（上原）元将存分有りと雖も、善事興隆の儀に候の条、異見せしむべく候、万々西堂（安国寺惠慶）演説に任せ候、恐々敬白、

○小早川隆景書状（『真継文書』）

就浄土寺撞鐘之儀、御親父豊将以来、以鑄物師大工往昔之筋目被押置、元就・隆元雖被申操候、歴代之証文候之条、強而不被申入、于今無落着候、雖然当時弓箭中、殊更善根之儀候条、被遂御分別者、於我等可畏入候、不可有被失御外聞儀候、御納得之趣、対木梨方可申渡候間、向後無御等閑可被仰談事專一候、恐々謹言、

「永禄」

十二月廿三日

隆景（花押影）  
元清（花押影）

上原右衛門太夫殿

【読下し】

浄土寺撞鐘の儀に就いて、御親父豊将以来、鑄物師大工往昔之筋目を

以て押し置かれ、元就・隆元申し操つられ候雖も、歴代の証文候の条、強いて申し入れられず、今まで落着無く候、然れども当時弓箭中、殊更に善根の儀に候条、御分別を遂げられ、我等に於いて畏入るべく候、御外聞を失われあるべからず儀に候、御納得の趣、木梨方に対して申し渡すべく候間、向後御等閑無く仰せ談ぜらるべく事專一に候、恐々謹言、

○毛利元就父子雄高山行向滞留日記写（『毛利家文書』）

永禄四年三月朔日

（隆盛）

木梨越前守



参考とした資料

御調郡誌

備後の山城と戦国武士

新修尾道市史

山城志 大16集 備陽史探訪の会

山城探訪 備陽史探訪の会

続山城探訪 備陽史探訪の会

木下和司氏提供「木梨杉原氏」関係資料

備陽史探訪の会で過去使用の資料

わが古郷鷲尾山城跡 佐藤義人



鷲尾山城の謎の洞穴。

牢屋か？井戸か？何でしょう？？？

